

大気汚染防止法に基づく水銀排出施設

届出が必要な施設および排出基準（法施行規則別表第3の3）

項番 号 (*1)	用途	施設種類	規模(*2)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) (*5)		On(*8)
				新規施設(*6)	既存施設(*7)	
一	すべて	ボイラー (小型石炭混焼ボイラー)	燃焼能力 50L/h 以上 ※石炭を燃焼させるものであつて燃焼能力 100,000L/h 未満のものに限る。(石炭専焼ボイラーを除く)	10	15	6 (Os)
二	すべて	ボイラー (石炭専焼ボイラー)	燃焼能力 50L/h 以上 ※専ら石炭を燃焼させるものに限る。	8	10	6 (Os)
		ボイラー (大型石炭混焼ボイラー)	燃焼能力 50L/h 以上 ※石炭を燃焼させるものであつて燃焼能力 100,000L/h 以上のものに限る。(石炭専焼ボイラーを除く)			
三	銅又は金の一次精錬(*3)	①金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の三項③に掲げるものを除く。）	原料の処理能力 1 t/h 以上	15	30	Os
		②金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の三項③に掲げるものを除く。）	火格子面積 1m ² 以上 羽口面断面積 0.5m ² 以上 燃焼能力 50L/h 以上 変圧器の定格容量 200kVA 以上			
		③銅の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。）及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5 t/h 以上 火格子面積 0.5m ² 以上 羽口面断面積 0.2m ² 以上 燃焼能力 20L/h 以上			

項番 号 (*1)	用途	施設種類	規模(*2)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) (*5)		On(*8)
				新規施設(*6)	既存施設(*7)	
四	鉛又は亜鉛の 一次精錬 (*3)	①金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、及び平炉（この表の四項③に掲げるものを除く。）	原料の処理能力 1 t/h 以上	3 0	5 0	Os
		②金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の四項③に掲げるものを除く。）	火格子面積 1m ² 以上 羽口面断面積 0.5m ² 以上 燃焼能力 50L/h 以上 変圧器の定格容量 200kVA 以上			
		③鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5 t/h 以上 火格子面積 0.5m ² 以上 羽口面断面積 0.2m ² 以上 燃焼能力 20L/h 以上			
五	銅、鉛又は亜鉛の二次精錬 (*3)	①金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の五項③及び五項⑤に掲げるものを除く。）	原料の処理能力 1 t/h 以上	5 0	3 0 0 4 0 0 (*9)	Os
		②金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の五項③、五項④及び五項⑤に掲げるものを除く。）	火格子面積 1m ² 以上 羽口面断面積 0.5m ² 以上 燃焼能力 50L/h 以上 変圧器の定格容量 200kVA 以上			

項番 号 (*1)	用途	施設種類	規模(*2)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) (*5)		On(*8)
				新規施 設(*6)	既存施 設(*7)	
五	銅、鉛又は亜鉛の二次精錬(*3)	③銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）及び乾燥炉（この表の五項⑤に掲げるものを除く。）	原料の処理能力 0.5 t/h 以上 火格子面積 0.5m ² 以上 羽口面断面積 0.2m ² 以上 燃焼能力 20L/h 以上	5 0	3 0 0 4 0 0 (*9)	Os
	鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）	④溶解炉	燃焼能力 10L/h 以上 変圧器の定格容量 40kVA 以上			
	亜鉛の回収（製鋼用電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）	⑤焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5 t/h 以上			
六	金の二次精錬(*3)	①金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の六項②に掲げるものを除く。）	原料の処理能力 1 t/h 以上	3 0	5 0	Os
		②金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。）	火格子面積 1m ² 以上 羽口面断面積 0.5m ² 以上 燃焼能力 50L/h 以上 変圧器の定格容量 200kVA 以上			
七	セメントの製造	焼成炉	火格子面積 1m ² 以上 燃焼能力 50L/h 以上 変圧器の定格容量 200kVA 以上	5 0	8 0	1 0 (Os)

項番 号 (*1)	用途	施設種類	規模(*2)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) (*5)		On(*8)
				新規施設(*6)	既存施設(*7)	
八	すべて	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m^2 以上 焼却能力 $200\text{kg}/\text{h}$ 以上	30	50	12 (Os)
		ごみ処理施設（焼却施設に限る。）				
		汚泥（PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。）の焼却施設				
		廃油（廃 PCB 等を除く。）の焼却施設(*4)				
		廃プラスチック類（PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。）の焼却施設				
		水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設				
		廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設				
		廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設				
		その他の産業廃棄物の焼却施設				
九	すべて	ガスタービン （石炭をガス化して燃焼させるもの）	燃焼能力 $50\text{L}/\text{h}$ 以上	8	10	16 (Os)
十	水銀回収義務 付け産業廃棄物 又は水銀含有 再生資源からの 水銀の回収	水銀回収施設	すべて	50	100	12 (Os)

*1 大気汚染防止法施行規則別表第3の3の項番号。

*2 複数の規模要件が掲げられている場合には、いずれかの規模要件を満たす施設が水銀排出施設に該当する。

*3 「一次精錬」とは硫化鉱の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉱の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。また、「二次精錬」とは一次精錬以外のものをいう。

*4 専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、かつその廃油が原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うものを除く。

*5 水銀等の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

*6 新規施設とは、既存施設以外の水銀排出施設をいう。

*7 既存施設とは、改正法の施行の日において現に設置されている水銀排出施設（設置の工事が着手されているものを含む。）をいう。

（注意1）改正法の施行の日は次のとおり。

・一から八、十：平成30年4月1日

・九：令和7年10月1日

(注意2) 改正法の施行の日以降に水銀排出施設の構造等の変更により、当該水銀排出施設のバーナーの燃焼能力、原料の処理能力、火格子面積、羽口面断面積、変圧器の定格容量又は焼却能力のうちいずれかが50%以上増加（当該水銀排出施設からの水銀排出量の増加を伴うものに限る。）したものには、新規施設の排出基準が適用される。（九を除く。）

*8 標準酸素濃度補正方式による補正

水銀等の量は以下の式により算出された値とする。

$$C = C_s \cdot (21 - O_n) / (21 - O_s)$$

ここで

C : 水銀等の量 (単位 μg)

C_s : 環境大臣が定める方法（平成28年9月26日環境省告示第94号）により測定された水銀濃度を、温度が0度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1m³中の量に換算したもの (単位 μg)

O_n : 各項の施設について掲げる値（標準酸素濃度）

なお、表中のかっこ内は、熱源として電気を使用する場合に適用する。

O_s : 排出ガス中の酸素濃度（当該濃度が20%を超える場合は20%とする。） (単位 %)

*9 五 銅、鉛又は亜鉛の二次精錬のうち銅の精錬の用に供するもの：300

五のうち上記以外のもの：400